

令和8年第1回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和8年1月23日

熊本県相良村議会

令和8年第1回相良村議会臨時会会議録

令和8年1月23日(金曜日)

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第1号 令和7年度相良村一般会計補正予算(第6号)

(質疑・討論・採決)

日程第4 議案第1号 相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(質疑・討論・採決)

日程第5 議案第2号 令和7年度相良村一般会計補正予算(第7号)

(質疑・討論・採決)

日程第6 議案第3号 令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第7 議案第4号 令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算(第3号)

(質疑・討論・採決)

日程第8 議案第5号 令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第6号 令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算(第4号)

(質疑・討論・採決)

日程第10 議案第7号 工事請負契約の変更について

(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 古川 渉 君 6番 坂田 朋美 君

2番 恒松 隆生 君 7番 徳田 正臣 君

3番 嶽本 浩則 君 8番 黒木 正照 君

4番 梅山 弘 君 9番 市岡 智恵 君

5番 川邊 一徳 君 10番 永田 博人 君

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(8名)

村	長	吉	松	啓	一	君	企画商工課長	佐	竹	淑	子	君				
教	育	長	中	村	和	弘	君	教育課長	出	合	宏	光	君			
総	務	課	長	川	邊	俊	二	君	建設課長	大	土	手	寛	君		
保	健	福	祉	課	長	平	田	智	博	君	農林振興課長兼農業委員会事務局長	倉	田	雅	弘	君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 8 年第 1 回相良村議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により 3 番嶽本浩則議員、4 番梅山弘議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 承認第 1 号

○議長(永田博人議員) 次に日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 6 号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは承認第 1 号、専決第 1 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 6 号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告しその承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 475 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 5,488 万 3,000 円とするものでございます。それでは歳出の内容につきまして、歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、総務費の選挙費の衆議院議員選挙費で、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙に係る関係経費といたしまして、475 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金及び繰入金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 8 年 1 月 19 日でございます。以上、承認第 1 号につきましてご説明いたしました。内容ご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申

し上げ、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

次に原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて専決第1号、令和7年度相良村一般会計補正予算第6号を採決します。この採決は起立によって行います。承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第1号は承認することに決定しました。



日程第4 議案第1号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第4、議案第1号相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第1号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は一般職の職員の給与に関し、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うため、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的内容につきましては、令和7年4月1日に、遡及しての給料表の改定、令和7年12月の期末勤勉手当の支給率の引き上げ、通勤手当及び日直手当の改正、令和8年4月1日からの期末勤勉手当の支給率の改定などでございます。なお、第一条の施行日は公布の日から、第2条の施行日は令和8年4月1日からでございます。以上、議案第1号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。次に原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第1号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、議案第1号は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第2号

○議長(永田博人議員) 次に日程第5、議案第2号、令和7年度相良村一般会計補正予算第7号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第2号、令和7年度相良村一般会計補正予算第7号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,176万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,665万1,000円とするものでございますが、各科目の給与等につきましては、議案第1号でご提案しています、給与条例の一部改正に伴う補正予算を計上しております。その他、普通交付税の追加交付及びエネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する重点支援地方交付金事業に係る関係予算などを計上しております。それでは歳出の内容につきまして、歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず総務費関係では、1,020万4,000円の増額補正ですが、総務管理費の一般管理費の積立金で、普通交付税の追加交付のうち臨時財政対策債償還金の財源とするための減債基金への積立金として、593万3,000円の増額補正を、LPガス価格高騰対応生活者支援事業費で、第5弾になりますLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金として、430万8,000円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に民生費関係では、1,276万4,000円の増額補正ですが、社会福祉費の社会福祉総務費の委託料で、相良村社会福祉協議会に委託しています2事業におきまして、人件費上昇に伴う増額分として38万7,000円、同協議会に対する補助金につきましても、人件費上昇分として20万1,000円の増額補正を、児童福祉費の児童措置費で、子育て世帯に対して、子供1人当たり2万円を給付するための物価高騰対応子育て応援手当支給に関する経費として1,224万1,000円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では118万2,000円の減額補正ですが、保健衛生費の保健衛生総務費で、簡易水道事業会計の繰出金として27万7,000円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では299万4,000円の増額補正ですが、農業費の農業振興費で川辺川葉たば

こ共同乾燥組合に対する物価高騰対応支援事業補助金として71万円の増額補正を、農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計の繰入金として、23万6,000円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では8,196万3,000円の増額補正ですが、商工費の商工業振興費で、物価高騰対応生活者支援として、村民1人当たり2万円の商品券を支給する関係経費として8,148万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では、214万9,000円の増額補正ですが、住宅費の住宅管理費で、村営住宅撤去後の室内灯清掃手数料として25万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。最後に、消防費関係では23万7,000円の増額補正ですが、消防費の防災対策費で、防災ラジオ受信機実機の購入費として、23万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、繰入金を減額し、地方交付税及び国庫支出金をもって充てるものでございます。以上、議案第2号につきまして、ご説明申し上げましたが内容ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんね。次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第2号、令和7年度相良村一般会計補正予算第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第2号は原案のとおり可決されました。



日程第6から日程第7 議案第3号から議案第4号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第6、議案第3号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号及び、日程第7、議案第4号、令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号を一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第3号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号及び、議案第4号、令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに、議案第3号令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,979 万 1,000 円とするものでございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、歳出につきましては、議案第 1 号でご提案しております給与条例の一部改正に伴い、当会計に予算計上しております会計年度任用職員 3 名の報酬等につきまして、増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、諸収入をもって充てるものでございます。議案第 4 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 1,842 万円とするものでございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、歳出につきましては、介護認定審査会費の認定調査費で国民健康保険特別会計と同様に、議案第 1 号でご提案しています給与条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等につきまして、14 万 4,000 円の増額補正を、包括的支援事業及び任意事業費で、相良村社会福祉協議会に委託しております各事業におきまして、人件費分の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、繰入金及び繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第 3 号及び、議案第 4 号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。次に原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 3 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号及び議案第 4 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。



○議長(永田博人議員) 初めに、議案第 3 号、令和 7 年度、相良村国民健康保険特別会計補正予算第 4 号を採決します。議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。



○議長(永田博人議員) 次に議案第 4 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算

第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 4 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。



日程第 8 から日程第 9 議案第 5 号から議案第 6 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 8、議案第 5 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 3 号及び日程第 9、議案第 6 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 4 号を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 5 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 3 号及び議案第 6 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 4 号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに議案第 5 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。まず、第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収益的収入の簡易水道事業収益を 27 万 7,000 円増額し、収入総額を 1 億 3,375 万 9,000 円とし、収益的支出の簡易水道事業費用につきましても同額の 27 万 7,000 円増額し、支出総額を 1 億 2,861 万 2,000 円とするものでございます。次に第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございますが、会計予算第 8 条に定めた予定額につきまして、27 万 7,000 円増額し、会計予算に定めた金額を 819 万 3,000 円とするものでございます。次に第 4 条、他会計からの補助金の補正でございますが、会計予算第 9 条に定めました金額を 8,181 万 6,000 円に改めるものでございます。具体的な内容につきまして、補正予算実施計画明細書でご説明いたします。収益的収入及び支出におきましては、収入の款 1 項 2 目 2 の他会計からの補助金 27 万 7,000 円増額するものでございます。支出の款 1 項 1 目 3 の総係費で 27 万 7,000 円の増額補正ですが、節の給与手当法定福利費におきましては、議案第 1 号でご提案しています給与条例の一部を改正に基づき、それぞれ増額するものでございます。次に議案第 6 号、令和 7 年度相良村農業集落排水会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。まず、第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました収益的収入及び支出の予算額につきまして、収益的収入の農業集落排水事業収益を 23 万 6,000 円増額し、収入総額を 2 億 2,954 万 2,000 円とし、収益的支出の農業集落排水事業費につきましても、同額の 23 万 6,000 円増額し、支出総額を 2 億 2,761 万 2,000 円とするものでございます。次に第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございますが、会計予算第 7 条に定めました予定額につきまして、23 万 6,000 円増額し、会計予算に定めた金額を 726 万 7,000 円とするものでございます。次に第 4 条、他会計からの補助金の

補正でございますが、会計予算第8条に定めました金額を1億5,614万7,000円に改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計画明細書で説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款1項2目2の他会計からの補助金を23万6,000円増額するものでございます。支出の款1項1目4の総係費で23万6,000円の増額補正ですが、節の給与手当法定福利費におきましては、簡易水道事業会計と同様に、議案第1号にご提案しています給与条例の一部改正に基づき、それぞれ増額するものでございます。以上、議案第5号及び議案第6号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。次に原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号、令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算第3号及び、議案第6号令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 初めに、議案第5号、令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算第3号を採決します。議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第6号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第7号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第10、議案第7号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第7号、工事請負契約の変更につきまして、提案理由をご説明申し上げます。本件は令和6年10月15日開催の、令和6年第7回相良村議会臨時会において議決されました、令和6年度中四浦地区農業集落排水施設更新工事におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、令和6年10月16日から着工しておりました、9工種におきまして、当初設計外の追加変更及び機能変更事案が判明したことから、事業料の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、熊本県熊本市中央区本庄6丁目17番21号株式会社クラフティア熊本支店理事支店長、河部祐司でございます。工事請負変更金額は変更前契約金額2億5,300万円を2億5,580万4,575円に増額変更するものでございます。また参考資料といたしまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長(永田博人議員)** 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。次に原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第7号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、賛成多数です。従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

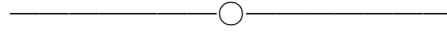


○**議長(永田博人議員)** ただいま、議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。本日の日程は全部終了しました。令和8年第1回相良村議

会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前 10 時 30 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員